

格付け基準

等級 工種	A		B		C		D	
	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高	総合点数	平均完工高
土木一式	835点以上	8,000万円以上	780点以上	3,000万円以上	725点以上	2,000万円以上	725点未満	500万円以上
舗装	830点以上	2,000万円以上	830点未満	500万円以上	—		—	
建築一式	825点以上	1億8,000万円以上	770点以上	5,000万円以上	715点以上	2,000万円以上	715点未満	500万円以上
電気・管 機械器具設置	820点以上	5,000万円以上	715点以上	2,000万円以上	715点未満	500万円以上	—	
鋼構造物 造園・解体	770点以上	3,000万円以上	715点以上	1,000万円以上	715点未満	500万円以上	—	
その他	720点以上	1,000万円以上	720点未満	500万円以上	—		—	

※総合点数＝客観点数（総合評定値（P点））＋発注者別評価点数
※各等級の格付けは、総合点数と平均完工高の両方を満たしている必要があります。

技術者要件：

令和7・8年度名簿(R7.5.1～R9.4.30)以降は、土木一式、建築一式において、以下の要件を求めます。

等級	土木一式	建築一式
A	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る 1級技術者の数が5以上	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る 1級技術者の数が3以上
B	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る 技術者の数の合計が3以上（うち1級技術者の数が1以上）	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る 技術者の数の合計が2以上（うち1級技術者の数が1以上）
C	経営事項審査に記載された土木一式工事に係る 技術者の数の合計が2以上	経営事項審査に記載された建築一式工事に係る 技術者の数の合計が2以上
D	—	—

A等級に係る在籍要件：

令和9・10年度名簿(R9.5.1～R11.4.30)以降は、土木一式、建築一式において、A等級に昇級するために以下の要件を求めます。

土木一式、建築一式における、直前2回の格付け（令和5・6年度名簿及び令和7・8年度名簿の格付け） が、いずれもB等級以上であること。

※市外業者及び経常建設共同企業体は、総合評定値と平均完工高で格付けします。
総合点数を算出する際、発注者別評価点による加点はありません。